

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>									
部会長	<p>皆様、おはようございます。ただいまから、第 715 回農地部会を開催いたします。 本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の永田委員さん、立岩地区の篠原委員さんのお二人をお願いいたします。 なお、本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 11 号までの、11 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。 それではまず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。 平成 28 年 4 月 26 日から 5 月 25 日までに専決処理した案件 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 10 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1099 1011 1211"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>3 件</td> <td>2,963 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>6 件</td> <td>3,409 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1 件</td> <td>56 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。 以上でございます。</p>	住宅用地	3 件	2,963 m ²	商工業用地	6 件	3,409 m ²	公的用地	1 件	56 m ²
住宅用地	3 件	2,963 m ²								
商工業用地	6 件	3,409 m ²								
公的用地	1 件	56 m ²								
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。 平成 28 年 4 月 26 日から 5 月 25 日までに専決処理した案件は 23 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 23 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 2078 986 2112"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>18 件</td> <td>9,648 m²</td> </tr> </table>	住宅用地	18 件	9,648 m ²						
住宅用地	18 件	9,648 m ²								

	<p>商工業用地 5 件 3,927 m²</p> <p>となっております。 以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>それではご報告いたします。 1 番、本件は基盤強化促進法により、平成 19 年 6 月 1 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たに基盤強化促進法にて、借り手変更をすとして、同時に申請されております。離作補償はないとしております。 2 番、5 条許可申請が本人保留となったため、本人保留でございます。 3 番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償として別件 3 条許可の農地を渡すとしております。 4 番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p>
部会長	<p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいま第 3 号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第 4 号議案、農地法第 3 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。 お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。 1 番、譲受人の宮内さんは、農地約 182 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

2番、譲受人の窪田さんは、農地約36アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、4番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の権藤さんは、農地約55アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を小作地解放、及び、交換により取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

5番、譲受人の渡部さんは、農地約253アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

6番、譲受人の菊池さんは、農地約156アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

7番、8番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の若松さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、譲受人の福田さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

10番、譲受人の長井さんは、農地約88アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、13番、14番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の岡田さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を取得、及び、借り受け、農業に精進しようとするものでございます。

なお、13番は、申請地の一部に農業用倉庫(31.5㎡)がありますので、倉庫敷地(69.57㎡)を除いた申請地の実測面積1269.58㎡で許可となります。

また、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

12番、譲受人の上松さんは、農地約186アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大を図るものでございます。

15番、16番は、譲受人が同一人であり、開園計画が一体となっておりますので、併せてご説明いたします。

譲受人の門屋さんは、農地約73アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大を図るものでございます。

	<p>17番、18番、19番、20番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。</p> <p>譲受人の加藤さんは、新規農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を取得、及び、借り受け、農業に精進しようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>21番、22番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。</p> <p>譲受人の一般社団法人 いきるは、農地約130アールを耕作する法人でございます。</p> <p>この度、障害者の就農を目的としたモデル事業のため、解除条件付きで本申請地を借入れしようとするものでございます。</p> <p>23番、譲受人の栗上さんは、農地約168アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。それでは、次に地元の委員さんから説明をお願いいたします。</p> <p>まず、7番と8番は併用案件となっております。</p> <p>所在地が興居島地区であります。次の9番は、所在地が興居島地区で、住所地が新浜地区であります。</p> <p>まず7番、8番、9番の所在地であります興居島地区の小池委員さんから説明をお願いします。</p>
小池委員 (興居島地区)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましてとおり、譲受人の若松さんは現在、伊予郡砥部町に居住しておりますが、今般、本申請地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>地区審査において営農体制等を確認いたしましたところ、これまでも地元で農作業手伝いに従事しており、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、9番のご説明をします。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>譲受人の福田さんは現在、会津町に居住しておりますが、今般、本申請地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>地区審査において営農体制等を確認いたしましたところ、これまでも譲渡人の農作業を手伝っており、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に9番の住所地であります新浜地区の熊田委員さんをお願いします。</p>
熊田委員 (新浜地区)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましてとおり、譲受人の福田さんは現在、会津町に居住しておりますが、今般、本申請地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>住所地審査においても、営農体制等を確認いたしましたところ、</p>

部会長	<p>所在地の農業委員の了承も得ているとのことであり、耕作意欲も十分に 見受けられましたので、住所地農業委員としても了承いたしました。なお、 本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 次に 11 番、13 番、14 番が併用案件となっております、所在地、住 所地ともに堀江地区でありますので、松下委員さんからお願いします。</p>
松下委員 (堀江地区)	<p>それでは、ご説明させていただきます。 岡田さんは、経験もしっかりありまして、意欲も意欲も十分に感じられ ましたので、地元といたしましては了承いたしました。 なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。 次に、17 番、18 番、19 番、20 番が併用案件となっております、い ずれも所在地が立岩地区ですので、篠原委員さんからお願いします。</p>
篠原委員 (立岩地区)	<p>それではご説明いたします。 先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の加藤さんは、立岩 地区のご出身で、現在は、河野地区にお住まいです。 日中のほとんどを立岩地区の実家で過ごされており、この度、立岩地区 の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、 耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いた しました。 なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。 次に住所地であります河野地区の中川委員さんお願いします。</p>
中川委員 (河野地区)	<p>それではご説明いたします。 いまも説明がありましたが、申請人の加藤さんは、住所は河野地区でご ざいますが、元々、立岩地区のご出身で、日中もほとんど立岩地区で過 ぎされております。 この度、立岩地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだもので す。 地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、 耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いた しました。 なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。ただいま、第 4 号議案につきまして、事務局 ならびに地元委員さんから説明がありました。 本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしま す。</p>
部会長	<p>続きまして、第 5 号議案、農地法第 5 条許可申請について議題といた</p>

事務局
(藤久次長)

します。事務局から説明をお願いします。

それでは、ご説明いたします。

1番、本件受人は、市内下伊台町で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人でございますが、現施設敷地が手狭なことから、隣接する本申請地を取得し、従業員用の露天駐車場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、土木工事、管工事等を主な業務とする法人でございますが、公共事業の請負工事に伴う資材置場が必要であったことから、平成28年3月頃より、農地法の許可を得ず本申請地を借受け、仮設露天資材置場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本件は、転用期間の終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものに該当し例外的に許可できると判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、医薬品の販売を主な業務とする法人でございますが、現駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに、店舗に近接する本申請地を取得し、来客者及び社員用露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件は、事業計画の整理が必要となったことから、本人保留です。

5番、本件受人は、埼玉県久喜市に本社を置き農機具販売修理を主な業務とする法人でございますが、この度、愛媛県で新規に事業展開することとなり、中予地区の拠点として本申請地を取得し、農機販売所及び修理工場を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件は、社会福祉法人設立準備会の申請で、この度、本申請地を取得し、定員29名の小規模特別養護老人ホーム、定員18名の認知症対応型グループホーム及び定員10名のショートステイを開設したいとしており、国、県の補助金も内示予定で、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、土地収用法対象事業に該当し例外的に許可できると判断されます。

なお、本件は、申請面積が3,000㎡を超え、かつ、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

	<p>7番、本件受人は、コンビニエンスストア事業を国内外で展開し、愛媛県においても松山市を拠点に180店舗を運営する法人でございますが、この度、国道196号線沿いの本申請地を借受け、ドライブイン形式のコンビニエンスストアを開業しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は一般国道の沿道の区域に設置される休憩所に該当し、例外的に許可できると判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。それでは、次に地元の委員さんから説明をお願いいたします。先ず、2番は久米地区でありますので安永委員さんからお願いたします。</p>
安永委員 (久米地区)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人の株式会社愛賢は、建設業を営む法人であります。</p> <p>この度、同法人が松山市下水道の工事を請け負うことになり、その工事に必要な資材の仮置場が必要となったため、申請に至ったものであります。</p> <p>来年3月末までの一時転用であり、近隣農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承しましたが、なお、本部会でのご審議をよろしく願いたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。次に6番は潮見地区ですが、本日、寺井委員さんは、市議会本会議のため欠席されておりますので、私から説明させていただきます。</p>
部会長 (潮見地区)	<p>先ほど事務局から説明がありましたが、「社会福祉法人 楽友会」は、この度、社会福祉法人の認可を受け、小規模特別養護老人ホーム等の経営、社会福祉事業を行う計画をしております。</p> <p>そこで、利用対象者が多数いるにもかかわらず、施設が不足している潮見地区で、高齢者に対して手厚い介護を行うため、本申請に及んだものであります。</p> <p>隣接地への被害防除も留意していただくようお願いしまして、地元としては了承致しました。本部会でのご審議をよろしく願いたします。</p> <p>で次に7番は北条地区でありますので、松岡委員さんからお願いたします。</p>
松岡委員 (北条地区)	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「株式会社ローソン」はコンビニエンスストアの経営を行う法人であります。</p> <p>北条バイパスは大型車両の交通量も多く、今治市方面に通行する沿線で、大型車両の駐車スペースも十分確保できるコンビニエンスストアを出店したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、本部会でのご審議をよろしく願いたします。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。 ただいま、第5号議案について事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、2番、6番、7番は、農業会議の意見を聞いた後、その他は直ちに意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第6号議案、平成28年度第3号農用地利用集積計画について、議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>恐れ入りますが、議案説明の前に議案の修正をお願い致します。 2番の譲渡人 平井 美代子 外1名の外1名を削除していただくようお願い致します。 それでは、ご説明いたします。 本日の案件23件の内、使用貸借権の設定が13件、賃借権の設定が5件、所有権移転の設定が5件となっており、設定総面積は、合計59,103.00㎡でございます。その内訳は、新規が34筆、更新18筆、再設定7筆、所有権移転が8筆となっています。</p> <p>議案のご説明についてですが、今回、件数が多くなっていますが、国よりすべての議案について説明すること、との指導でございます。全件ご説明する内、見開きのページにつきまして譲り受け人が同一の場合は、一括してご説明させていただきますので、今後におきましても議事進行が迅速に執り行われるようご協力をお願いします。</p> <p>では、議案書15ページ、番号1の譲り受け人は、約541アールを耕作する農業者で、農地法第18条第6項による解約後、借り手変更により、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。番号2の譲り受け人は、約278アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して賃借権を設定することに加え、新たに1筆に賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号3の譲り受け人は、約146アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4と16ページの番号5、番号6の譲り受け人は、約1,049アールを耕作する農事組合法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号7から番号11の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に7月頃正式に転貸される予定です。</p> <p>18ページの番号12の譲り受け人は、約108アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号13の譲り受け人は、約186アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号14の譲り受け人は、約95アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号15、番号16の譲り受け人は、約132アールを耕作する農業協同組</p>

	<p>合で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号17と20ページの番号18の譲り受け人は、約140アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>21ページの番号19の譲り受け人は、約268アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号20の譲り受け人は、約73アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号21の譲り受け人は、約132アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号22の譲り受け人は、約115アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号23の譲り受け人は、約693アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成28年6月15日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第6号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>次に、第7号議案、農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>5月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの10筆をご審議いただきました。これに関しては平成28年5月16日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。総面積は合計6,697.93㎡、10筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後に、県が認可し、7月中旬の公告という流れになっています。そのため、8月頃大西氏に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第7号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>

部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第 8 号議案 農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 4 月 26 日から 5 月 25 日までに専決処理した案件は 8 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 8 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 9 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま第 9 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 10 号議案相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは説明させていただきます。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20 年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p>

	<p>番号 1・2 につきましては適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 3・4 につきましては、持分 2 分の 1 ずつの農地であり、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 5・6 につきましては適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 7 につきましては適用後、分筆している農地が一部あり、それを含めて現地は適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 8・9・10 につきましては、持分 3 分の 1 ずつの農地であり、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 11・12 につきましては、持分 8 分の 1 と 8 分の 7 の農地であり、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 13 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 14 につきましては適用後、分筆している農地が一部あり、それを含めて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 15 から 23 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 24 につきましては、適用後に合筆している農地が一部あり、それを含めて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 25 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 26 につきましては適用後に分筆している農地が一部あり、それを含めて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 27 から 29 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 30・31 につきましては適用後に分筆している農地が一部あり、それを含めて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 32 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 33 につきましては、適用後に合筆している農地が一部あり、それを含めて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 34 から 36 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 37 につきましては、適用後に一部農地と合筆しており、現地は適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>番号 38 から 40 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>以上の農地は地区の委員さんに確認してもらっています。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい、ありがとうございました。ただいま第 10 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。
	<p>続きまして、第 11 号議案松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1 番、本件は、申出人より農用区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基</p>

	<p>づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>本件申出人は、土木、建築、管工事を主な業務とする法人でございますが、事業量の増加により、既存の資材置場及び駐車場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、隣接する申出地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として利用しようと農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、JR柳原駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます</p> <p>なお、本件は、農業委員会に対して農地転用許可申請が提出されているわけではないので、詳細についての確認はできませんが、農林水産課が建築指導課に行った合議に対し、既存施設にある建築物については、都市計画法及び建築基準法に抵触する可能性があるかと回答されています。したがって、除外申出地も一体利用地として法に抵触する可能性を否定できない状況であり、今後、除外手続きが進み、農地法第5条許可申請が提出されたときに、申請地が都市計画法違反の状態であれば、許可相当との判断にはなりませんので、現在、農林水産課がその確認を取っている状況です。</p> <p>ただし、本件事業計画の必要性、緊急性については問題ないと思われ、また、えひめ中央農協並びに地元土地改良区の除外やむを得ないとの意見書も添付されていることから、例えば一つの例として、「申出地に他法令違反がないのであれば、農用地区域除外することはやむを得ないと思料する。」というような意見が考えられますが、ご判断をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま第11号議案について事務局から説明がありました。この説明の中で、現在、農水課の方で、いろいろ調査もしているようですけど、まだ、最終の答えは出ていない状況でありますけど、そこで、農業委員会としての回答は、先程事務局から説明がありましたように、意見書を添付してはどうかということでもあります。その意見書とは、他法令違反が無いのであれば、除外もやむおえないと、こうゆうふうな意見をつけて回答をする。そうゆうふうなことで委員さんにおはかりしたいんですけど、いかがでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
部会長	じゃあ、意見書を添付ということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
部会長	<p>はい。ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、11件の議案審議は全て終了いたしました、ここで、委員さん何かご意見はございませんか。</p>
委員一同	無し。
部会長	はい、委員さん方無いようですので、あと、事務局から連絡事項がございましたら。
事務局 (永野副主幹)	<p>はい、事務局から連絡事項がございます。先日皆様に郵送でご連絡させていただきました、農業経営概要等調査についてですが、本日、お持ちいただいている方がいらっしゃいましたら、事務局へご提出ください。提出</p>

	<p>がまだの方は、同封していた返信用封筒で返送いただくか、お近くの支所からお送りください。以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局、他にないですか。</p>
松木局長	<p>はい、次回の農地部会でございますが、7月11日の月曜日を予定しております。よろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい、有難うございます。 それでは、以上で第715回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 17 分閉会</p>